

令和7年度版

## 大阪府育英会

# 奨学金の返還に向けて

奨学金の意義等を奨学生の方々に理解してもらう「奨学金教育」にご協力いただきますようお願いいたします

1. 奨学金の制度と返還の重要性について
2. 「貸付額通知書」等の交付について
3. 奨学金の返還開始時期等について
4. 返還に関する相談について
5. 奨学金返還支援制度『代理返還制度』について
6. 奨学金に関するよくあるご質問（FAQ）



## 1 奨学金の制度と返還の重要性について

大阪府育英会の奨学金制度は、向学心に富みながら経済的な理由により就学が困難な生徒に対し奨学金の貸付けを行い、教育の機会均等を図ることを目的としています。

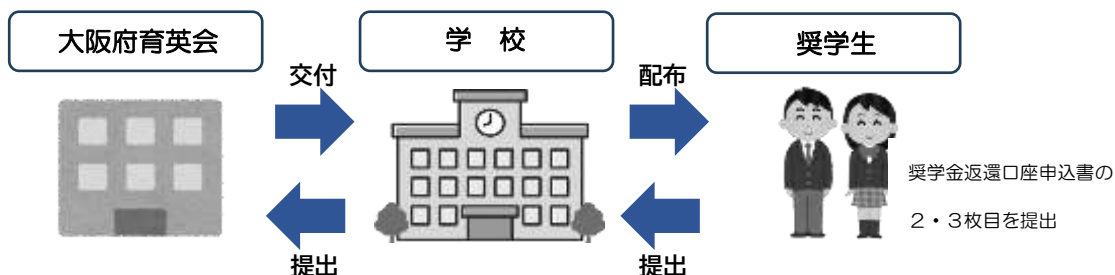
奨学金は卒業後に本人が責任をもって返還しなければなりません。その返還金は次の奨学生の貸付資金になります。

返還金は、後輩の奨学金として“バトンリレー”されます。



## 2 「貸付額通知書」等の交付について

卒業等により奨学金の貸付終了するにあたり、「貸付額通知書」、「奨学金返還口座申込書」、「奨学金返還のしおり」を交付しますので、奨学生への配布をお願いします。



### (1) 貸付額通知書

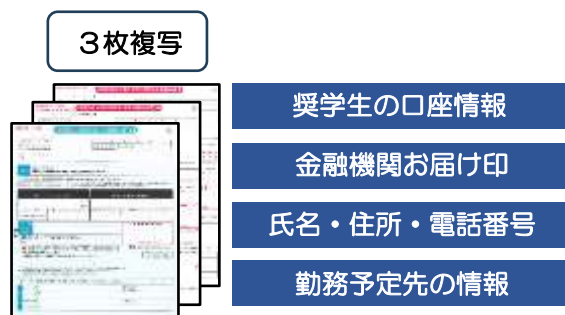
氏名、連帯保証人、決定番号、貸付総額、返還期間等が記載されています。

※平成 29 年度以前に採用された奨学生には「貸付額通知書」に代えて「奨学金借用証書」を交付します。

	氏名
	連帯保証人
	決定番号
	貸付総額
	返還期間 等

### (2) 奨学金返還口座申込書 (3枚複写)

奨学金を本人の銀行口座から口座振替 (引落し) により返還するために必要ですので、必要事項を記入、捺印のうえ、2 枚目及び 3 枚目を提出するようご指導ください。



### (3) 奨学金返還のしおり

奨学金の返還方法、変更手続、返還の猶予・免除、よくある質問等が記載されています。



奨学金の返還方法

変更手続

返還の猶予・免除

よくある質問

## 3 奨学金の返還開始時期等について

### (1) 令和8年3月卒業予定者

#### ① 「貸付額通知書」等の交付時期

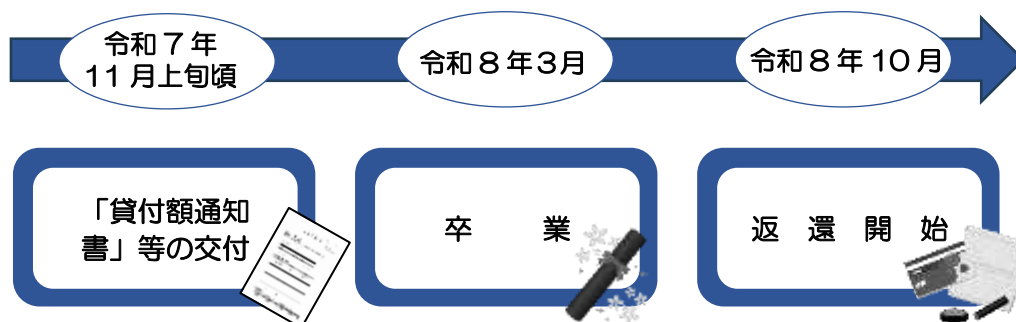
令和7年11月上旬頃に交付予定です。

※令和8年1月30日(3回目)に奨学金を貸付予定の奨学生には、令和8年2月上旬頃に交付予定。

#### ② 奨学金の返還開始時期

令和8年10月から返還が始まります。(返還猶予した場合を除く)

※口座振替日は毎月27日です。(金融機関の非営業日の場合は、翌営業日となります。)



### (2) 退学・辞退者

#### ① 「貸付額通知書」等の交付時期

奨学生が退学・辞退をした場合は育英会に「奨学生異動届(様式第9号)」を提出してください。当該届を受付後に「貸付額通知書」等を交付します。

しかし、退学後は生徒が登校しておらず、「貸付額通知書」等の配付が間に合わない場合がありますので、事前に育英会にご連絡いただきましたら、早急に「貸付額通知書」等を交付します。

#### ② 奨学金の返還開始時期

令和7年6月から令和8年5月までに退学、辞退をした奨学生については、令和8年10月から、口座振替による返還が始まります。

## ⚠ 注 意 ⚠

中途退学した奨学生の滞納が多く発生しています。奨学生が中途退学した場合に本会へ迅速な情報提供をいただきますよう、ご協力をお願いします。

### 4 返還に関する相談について

奨学生が返還中に困ったことがあったときは、必ず育英会に相談するよう、ご指導をお願いします。

奨学生の事情をよくお伺いし、特別な事情があるときは、返還方法の変更（月々の返還額の減額）や返還の猶予（一定期間返還を延期）をすることができます。

一方、正当な理由なく返還されないときは、裁判所を通じた督促や、給与等の差し押さえなど、法的な方法により、返還を強制することになります。

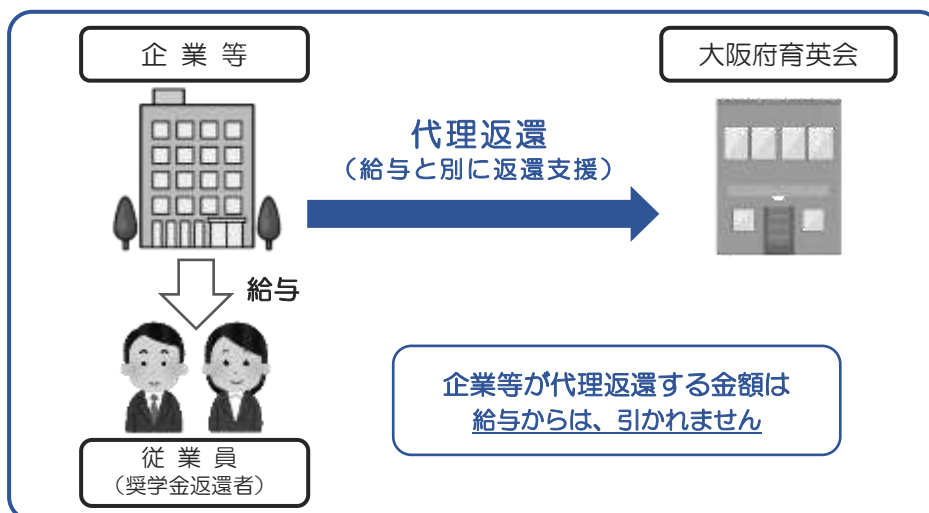
## ⚠ 返還で困ったとき ⚠

「返還相談コーナー（☎ 06-6357-6286）」に相談するようご周知ください。

### 5 奨学金返還支援制度『代理返還制度』について

#### （1）代理返還制度の概要

代理返還制度とは、企業等が従業員（奨学金返還者）の経済的負担の軽減を目的として、奨学金の全部又は一部を代わりに返還する制度です。



#### （2）支援企業等について

令和7年10月現在、約100社の支援企業等が代理返還制度を導入しています。

今後も代理返還制度の趣旨に賛同し、制度を導入していただける企業等を広く募り、制度の拡充を図ります。

代理返還制度は次代を担う若者を社会全体で支える制度です。

## 6 奨学金に関するよくあるご質問（FAQ）

### （1）返還に関すること



Q1（返還方法）

奨学金はどのような方法で返還するのですか？

A1 返還方法は月払いとなります。

奨学生本人の預貯金口座から毎月27日に口座振替（自動引落とし）により返還していきます。



Q2（返還月額）

毎月いくら返還する必要があるのですか？

A2 「返還月額」は、次の表の「奨学金の種類」と「返還総額」に応じた額となります。

なお、返還総額が下表の金額を超える場合は「奨学金返還のしおり」を参照ください。

奨学金の種類	返還総額	返還月額
入学時増額奨学資金と奨学資金を併せて借りた場合	1,800,000 円以下	10,000 円
入学時増額奨学資金のみを借りた場合	250,000 円以下	4,000 円
奨学資金のみを借りた場合	1,440,000 円以下	8,000 円

※入学時増額奨学資金：高校等への入学時に必要な経費の支払に充てるため、入学前に貸付する学資

※奨学資金：高校等在学中の授業料及びその他修学に必要な経費の支払に充てるための学資



Q3（利息）

奨学金に利息はかかりますか？

A3 大阪府育英会の奨学金は無利息です。

ただし、奨学金の返還を延滞したときは、延滞金（延滞した期間が6ヵ月を超えるごとに、滞納元本額に対して、令和7年度現在 4.45%（年 8.9%）を乗じて計算した金額）が発生します。



Q4（返還期間）

返還の期間はどれくらいになりますか？

A4 返還総額を返還月額で割ることにより返還期間を算定することができます。

（返還期間の例）

奨学金の種類	返還総額	返還月額	返還月数	返還期間
入学時増額奨学資金と奨学資金を併せて借りた場合	350,000 円の場合	10,000 円	35 月	2 年 11 ヶ月
	550,000 円の場合		55 月	4 年 7 ヶ月
入学時増額奨学資金のみを借りた場合	50,000 円の場合	4,000 円	13 月	1 年 1 ヶ月
	250,000 円の場合		63 月	5 年 3 ヶ月
奨学資金のみを借りた場合	300,000 円の場合	8,000 円	38 月	3 年 2 ヶ月
	600,000 円の場合		75 月	6 年 3 ヶ月



Q5 (振替不能)

振替日に残高不足で返還金の振替(引落し)ができない場合は、どうしたらよいですか？

A5 翌月の振替日に2ヵ月分の金額をまとめて振替(引落し)ます。

翌月の振替日の前日までに、預貯金口座に2ヵ月分を入金しておいてください。

なお、3回連続して振替不能となった場合は口座振替の取扱いを解除し、払込用紙による返還に変更されます。

Q6 (返還の猶予、返還方法の変更)

約束どおりに返還することが困難になったときはどうすればよいですか？

A6 すぐに育英会に相談してください。奨学生(借用人)が、失業や傷病等により返還が困難になった場合や、学校等に在学中の場合は、願い出により返還を猶予(一定期間返還を延期)することができます。(猶予手続きをせず、滞納したときは延滞金が発生します。)

また、相談の結果、失職による収入減など、特別の事情があると認められるときは、返還方法を変更(月々の返還額の減額)することができます。

返還で困ったときは「[返還相談コーナー](#)」にご相談ください

☎ 06-6357-6286 までご連絡ください



Q7 (返還猶予の期間)

返還猶予の願い出を提出した場合の猶予期間はいつまでですか？

A7 返還猶予を承認した年度の4月～3月までの期間(1年度)です。

ただし、学校在学の事由による猶予(在学猶予)の場合は学校に在学する期間(最短修業期間)となりますので、在学期間中の猶予の再申請は不要です。

Q8 (奨学金返還口座の変更)

奨学金を返還する口座を変更することはできますか？

A8 奨学金返還口座は、以下のいずれかの方法により変更することができます。ただし、変更先は奨学生(借用人)本人の口座に限り、保護者の口座などに変更することはできません。

①インターネットを使って変更する場合

返還が始まる年の5月初旬から、大阪府育英会のホームページで変更することが可能です。「Web口座振替受付サービスのご案内」のページをよく読んでから変更手続きをしてください。

②変更用紙を使って変更する場合

大阪府育英会まで連絡してください。奨学金返還口座申込書をお送りします。



Q9 (繰上返還)

返還期限前に奨学金を返還することはできますか？

A9 返還期限前に奨学金の全額、又は一部を繰り上げて返還することは可能です。繰上返還を希望する場合は、奨学生(借用人)本人から大阪府育英会に連絡してください。



Q10 (代理返還制度の対象者)

代理返還制度は高校卒業後、すぐに就職した方だけが対象ですか？

A10 大阪府育英会の代理返還制度は高校卒業後、すぐに就職した方のみを対象とした制度ではありませんので、大学進学後に就職した方なども代理返還制度の対象となります。ただし、支援内容や要件などは、各支援企業が個別に定めていますので、支援企業が定める要件に該当するかどうかは、大阪府育英会ホームページの「支援企業一覧」から各支援企業のページをご覧ください。



Q11 (代理返還された奨学金)

企業が代理返還した奨学金は、後に企業に返還する必要がありますか？

A11 代理返還制度は従業員(奨学生)の経済的負担の軽減を目的としていますので、代理返還された奨学金は、後から従業員(奨学生)が企業等に返還する必要はありません。



## (2) 貸付事務に関すること



Q1 (緊急採用)

家計が急変し、修学が困難になったときに、奨学金を申し込むことはできますか？

A1 家庭の経済状況の急変、災害、転居等により、修学が困難になったときは、在学募集受付終了後も奨学金の緊急申請をすることができます。

緊急申請は在学募集受付終了後から翌年2月まで随時受け付けています。緊急申請を希望するときは、学校を通じて育英会にご連絡ください。



Q2 (振込口座)

奨学金はどの口座に振り込まれますか？

A2 申込時に届出のあった奨学生(生徒)名義の口座に振り込みます。

なお、貸付年額に応じて1~3回に分割して振り込みます。(年額10万円のときは1回目に全額を振り込みます。)振り込み状況は各自の通帳によりご確認ください。





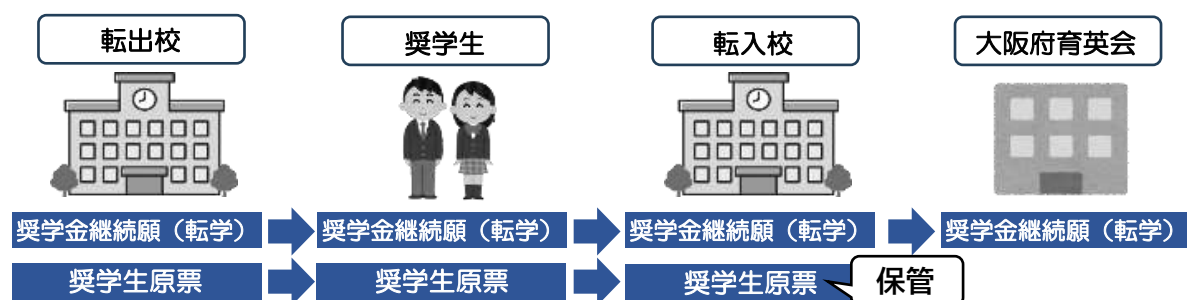
### Q3 (転学継続)

奨学生が他の高等学校に転学した場合はどのような手続きが必要ですか？



A3 奨学生が貸し付けの継続を希望するときは、転出校は貸付継続の可否を育英会に照会し、「奨学金継続願(転学)(様式第 11 号)」(以下「転学継続願」という。)&「奨学生原票」(以下「原票」という。)を奨学生に交付し、「転学継続願」と「原票」を転入校へ提出するよう、奨学生にお伝えください。

転入校は奨学生から「転学継続願」と「原票」の提出がありましたら、「転学継続願」の転入校記入欄に記載のうえ、「転学継続願」を育英会に提出してください。



公益財団法人

大阪府育英会

☎534-0026

大阪市都島区網島町6番20号 大阪私学会館 2階

総務企画課 TEL06-6358-3052

採用貸付課 TEL06-6357-6272 (奨学生の異動、借用証書の提出など)

返還収納課 TEL06-6357-6273 (代理返還など)

返還相談コーナー (コールセンター) TEL06-6357-6286

(返還の猶予相談、口座振替できなかった場合の相談など)

<業務時間> 月曜～金曜 9時～17時30分 (土日祝日、年末年始を除く)

<返還相談コーナーの業務時間>

月曜～金曜 9時～19時 / 土曜・祝日 9時～17時 (日曜、年末年始を除く)

大阪府育英会

検索

<https://www.fu-ikuei.or.jp>

